

# 一般社団法人日本原子力学会定款

平成 28 年 6 月 17 日 第 6 回総会一部改定

## 第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本原子力学会(Atomic Energy Society of Japan) (以下、「本会」という) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、公衆の安全をすべてに優先させて、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、その成果の活用と普及を進め、もって環境の保全と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 会員の研究活動の促進と会員相互の情報交換
  - (2) 会員組織による学術および技術の調査・研究
  - (3) 国内外の関連学術団体等との連携
  - (4) 規格・規準(標準)の制定および改廃
  - (5) 学術および技術の継承・発展、教育、人材育成のための活動
  - (6) 年会、大会、シンポジウム、講演会などの開催
  - (7) 会誌、研究・技術論文および資料、その他の出版物の刊行
  - (8) 社会とのコミュニケーション
  - (9) 活動成果の公開と社会への還元
  - (10) 研究の奨励および研究業績の表彰
  - (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業において、特に東京電力福島第一原子力発電所事故にかかわる環境修復、地域住民の支援および事故を起こした原子炉の廃止措置支援等の活動を積極的におこなう。

## 第 3 章 会員および代議員

(社員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的、事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的、事業に賛同し、その事業を援助する企業または団体
- (3) 推薦会員 原子力および放射線分野の研究開発について功績顕著の者、またはこの法人の目的達成に多くの貢献をした者で、総会の議決によって推薦された者
- (4) 学生会員 学生であってこの法人の目的、事業に賛同する者

- 2 本会の社員は、正会員の中から選出される 50 名以上、80 名以内の代議員をもって社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙をおこなう。代議員選挙をおこなうために必要な規程は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月末までに実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任および解任（法人法第 63 条および第 70 条）ならびに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合または代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 人または 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨および当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順
- 9 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員選挙終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正

会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、推薦会員を除くすべての会員は、会員になった時および毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総代議員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡もしくは失踪宣言、または解散したとき。
- 2 代議員たる正会員は、会員資格の喪失をもって、この法人の社員たる資格も自動的に喪失する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更

- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度1回事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもっておこなう。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。
- (1) 会員の除名
  - (2) 理事、監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 14名以上18名以内
  - (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外のすべての理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により決定する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務および権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長および業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事および監事は、無報酬とし退職金も支払わない。

- 2 理事および監事の職務執行に要した費用は支弁することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務をおこなう。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および副会長、ならびに業務執行理事の選定および解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。但し、代表理事を選出する理事会の議事録に関しては出席した理事および監事は、議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第32条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第33条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 本会は、決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとし、剰余金の分配をおこなわない。

## 第8章 定款の変更および解散等

### （定款の変更）

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### （解散）

第35条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### （残余財産の帰属）

第36条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 任意の組織

### （支部）

第37条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。

### （事務局）

第38条 本会の事務を処理するために、事務局をおく。

- 2 事務局に職員若干名をおく。
- 3 事務局長の任免は、理事会がおこなう。
- 4 事務局職員の任免その他についての規程は、理事会に諮って、会長が別にこれを定める。

## 第10章 公告の方法

### （公告の方法）

第39条 本会の公告は、電子公告によりおこなう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する東京新聞に掲載する方法による。

## 第11章 その他

### （定款細則）

第40条 この定款の実施についての必要な定款細則は別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事・会長、および最初の業務執行理事、監事は、それぞれ一般社団法人登記時点の会長および理事、監事とする。  
代表理事・会長 辻倉米蔵  
業務執行理事 池本一郎、石井慶造、伊藤秋男、伊藤哲夫、上塚 寛、川俣 晋、久保田健一、澤田 隆、田中 知、中尾安幸、中安文男、野村茂雄、服部俊幸、平山英夫、藤田玲子、松田将省、山本一彦  
監 事 上村勝一郎、松尾雄一郎
- 3 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記をおこなったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 改定履歴
  - ① 平成23年3月25日 内閣府公益認定等委員会認可
  - ② 平成22年6月18日 第52回通常総会決定
  - ③ 平成23年4月1日 施行
  - ④ 平成23年6月17日 第1回総会一部改定
  - ⑤ 平成28年6月17日 第6回総会一部改定

#### 附則

- 1 平成28年6月17日 第6回総会承認の定款は承認日より施行する。

以上